

女川原子力発電所第1号機
第2回定期事業者検査の期間延長に伴う
今後の検査計画および報告時期について

女川原子力発電所第1号機は、原子炉建屋クレーンの不具合に伴い第2回定期事業者検査（以下、「定事検」という。）の期間を延長しているが（2022年12月9日面談）、当該クレーンの修理が完了するまでの間の他の性能維持施設に対する検査の計画およびその報告時期等についてご説明する。

1. 女川原子力発電所1号機の状況

第2回定事検期間：2022年8月10日～2023年12月27日
（当初予定：2022年8月10日～2022年12月14日）

2. 定事検の計画について

第2回定事検の期間を延長しているが、次回第3回定事検は、第2回定事検報告書（開始時）にて終了予定としていた日（当初予定：2022年12月14日）から13カ月を超えない時期（2024年1月13日）よりも前に開始する予定である。

本開始予定は当初第3回定事検を計画していた時期であるとともに、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）の第55条第1項および実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第48条第1項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示にて定められる定事検の実施すべき時期（13カ月）を超えない時期であり、定事検期間延長に伴う定事検計画に影響はない。

概要を図1に示す。

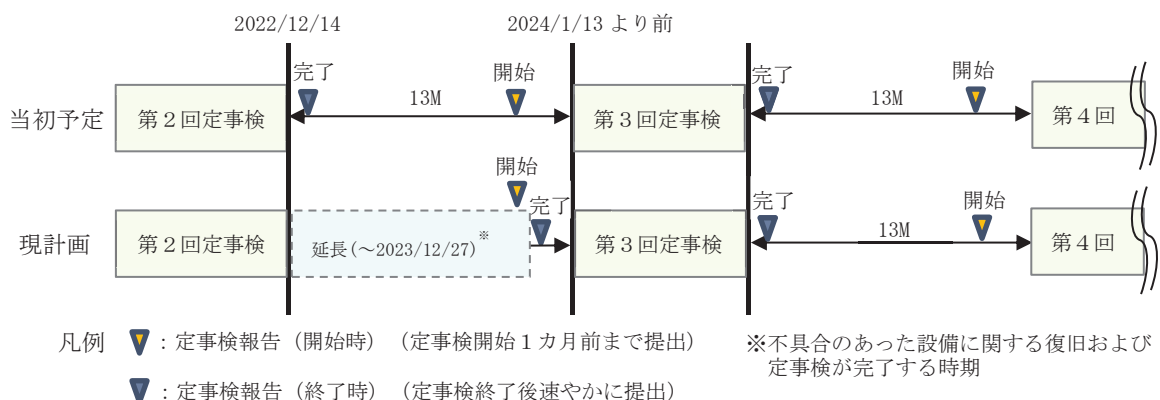


図1 定事検計画の概要

3. 定事検報告書の提出について

第2回定事検の報告について、原子炉建屋クレーンの不具合に伴い未実施である「01-902 燃料取扱装置機能検査」および「01-903 原子炉建屋クレーン機能検査」が終了次第速やかに定事検報告書（終了時）を提出する。

以 上